

## 大阪観光大学研究活動上の不正行為の防止等に関する規程

(h. 27. 12. 21改正)

（目的）

第1条 本規程は、大阪観光大学(以下「本学」という。)における教職員等の研究活動上の不正行為の防止および同行為への措置に関して必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条 本規程における「教職員等」とは、役員、教職員をいう。

2 この規程における「研究活動上の不正行為」とは、本学教職員等が研究活動を行う場合における次に掲げる行為等をいう。

(1)捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成する行為

(2)改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものとする行為

(3)盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文、翻訳または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用する行為

(4)不適切なオーサiership 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、または著者としての資格を有する者を除外する行為

(5)不適切な投稿または出版 同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為

(6)その他、公序良俗に反する行為

3 この規程における「部局」とは、本学が設置する学部及び事務局をいう。

（最高管理責任者）

第3条 学長を研究活動上の不正行為の防止等に関する最高管理責任者とする。

2 学長は、本学における研究活動に関する最高管理責任者として、善良なる管理者の注意をもって不正行為の防止等に努めなければならない。

（統括管理責任者）

第4条 最高管理責任者を補佐し、研究活動について大学全体を統括する統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、副学長とする。副学長職が空席の場合は、第5条に規定する研究倫理教育責任者が兼ねるものとする。

3 統括管理責任者は、不正防止の具体的な対策を策定・実施し実施状況を確認するとともに、定期的に最高管理責任者に報告しなければならない。

（研究倫理教育責任者）

第5条 本学の各部局における研究活動について実質的な責任と権限をもつ研究倫理教育責任者を置く。

2 研究倫理教育責任者は、各部局の長があたる。

3 研究倫理教育責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わな

ればならない。

(1) 自己の管理監督するまたは指導する部局における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ書面により報告する。

(2) 不正防止を図るため、自己の管理監督または指導する部局に所属する教職員等に対して研究倫理教育を定期的実施する。

(研究活動内部監査委員会)

第6条 本学全体の視点でモニタリング及び監査体制を整備・実施するため、研究活動内部監査委員会を設置する。

2 研究活動内部監査委員会は、委員長を法人本部総務部長とし、大学事務局長及び委員長指名による委員若干名によって組織し、最高管理責任者の直属の組織とする。

3 研究活動内部監査委員会は、研究資金等の管理体制の検証を毎年度定期的に行う。

4 研究活動内部監査委員会は、不正が発生するリスクに対してサンプルを抽出し、抜き打ちを含めたリスクアプローチ監査を実施する。

5 研究活動内部監査委員会は、監事との連携を強化する。

(教職員等の責務)

第7条 教職員等は、研究活動上の不正行為を行ってはならない。

2 教職員等は、統括管理責任者の指示により、この規程を遵守しなければならない。

3 教職員等が研究活動上の不正を行った場合は、本学並びに資金配分機関の処分及び法的な責任を負担しなければならない。

4 教職員等は、教職員等に求められる研究倫理教育を受けなければならない。

5 教職員等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示に必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

6 前項の研究資料等の保存期間及び管理方法等については、別に定める。

(受付窓口)

第8条 本学における研究活動上の不正行為に関する通報及び情報提供(不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められている旨の相談を含む)並びにこの規定にかかわる相談・照会等に対応するための受付窓口を設置し、担当者を置く。

2 前項の担当者は、公益通報受付担当者とする。

(通報)

第9条 通報は、書面(ファックス、電子メールを含む。)、電話若しくは面談による。

2 通報は顕名により行われ、不正を行ったとする研究者及び研究グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付ける。

3 受付窓口は通報を受け付けた後、速やかに統括管理責任者に報告する。

VIII-6.大阪観光大学研究活動上の不正行為の防止等に関する規程（付：研究データ保存規則）

4 最高管理責任者、統括管理責任者、研究倫理教育責任者及び当該通報に関係する教職員等は、通報及び調査の内容について守秘義務を負う。

5 第2項の規定にかかわらず、匿名による通報があった場合、通報の内容に応じ、顕名の通報があった場合に準じて取り扱うことができる。

6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘される場合は、不正行為を行ったとする教職員等の氏名、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限り、これを匿名の通報に準じて取り扱うことができる。

（調査）

第10条 本学に所属する教職員等に係る研究活動上の不正行為の通報があった場合、原則として、本学において事案の調査を行う。

2 被通報者に他機関に所属する者が含まれる場合は、他機関と合同で調査を実施することができる。

（予備調査）

第11条 統括管理責任者は第9条第3項の規定による報告を受けたときは、被通報者が所属する研究倫理教育責任者（被通報者の所属する研究倫理教育責任者が通報の対象に含まれているときは、これに代わる者を統括管理者が指名する。以下同じ。）に対し、予備調査の実施を要請する。

2 当該研究倫理教育責任者は、当該研究倫理教育責任者を委員長とする予備調査委員会を設置し、予備調査委員を指名する。

3 予備調査委員会は、通報がされた研究活動上の不正行為が行われた可能性及び通報の際明示された事案内容の妥当性等について予備調査を行う。

4 予備調査委員長は、総括管理責任者に予備調査の結果を速やかに報告する。

5 統括管理責任者は、予備調査の結果を受けて、通報がなされた事案がさらに調査すべきものかを速やかに判断し、最高管理責任者に報告する。

6 最高管理責任者は、その報告および結果を以って調査の実施可否を判断する。

7 最高管理責任者は、通報の受付から30日以内に、当該事案に関わる研究が競争的資金により行われている場合、当該競争的資金の配分機関（以下「資金配分機関」という。）に対し、当該調査の要否を報告する。

8 最高管理責任者は、調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに通報者に通知する。

9 予備調査を担当した部局は、予備調査に係る資料等を5年間保存する。

10 正当な事由による場合、資金配分機関や通報者の求めに応じ資料等を開示することができる。

（本調査の通知・報告）

第12条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合、通報者及び被通報者に対

## VIII-6.大阪観光大学研究活動上の不正行為の防止等に関する規程（付：研究データ保存規則）

し、本調査を行うことを通知し、本調査への協力を求める。被通報者が本学以外の機関に所属している場合には、これに加え当該被通報者所属機関にも通知する。

2 最高管理責任者は、当該資金配分機関及び文部科学省に対し、本調査を行う旨を報告する。

3 本調査は、調査実施の決定後30日以内に開始する。

（本調査委員会）

第13条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合、直ちに統括管理責任者に対し、本調査の実施を要請する。

2 統括管理責任者は、統括管理責任者を長とする本調査委員会を設置し、副委員長には当該事案の予備調査委員長（研究倫理教育責任者）を充てる。

3 本調査委員会は、学外有識者3名と合わせ5名で組織する。

4 第2、3項に掲げる委員は、通報者、被通報者と直接の利害関係を有しない者とする。

5 本調査委員会は本調査委員長が招集し、委員の3分の2以上の出席によって成立する。

6 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、本調査委員長が決する。

7 本調査委員長は、委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知するものとする。これに対し、通報者及び被通報者は、通知を受けた日から7日以内に、書面により、本調査委員長に対し理由を添えて異議申し立てを行うことができる。

8 本調査委員長は、異議申し立てにより調査委員を交代したときは、その旨通報者及び被通報者に通知するものとする。

（資金配分機関）

第14条 最高管理責任者は、本調査の実施に際し、調査方針・調査対象及び方法について、資金配分機関に報告、協議しなければならない。

（本調査方法）

第15条 本調査委員会は、論文等の不正の場合には、論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者のヒヤリング、再実験等の要請などにより本調査を行う。その際、被通報者からの弁明の機会を設ける。

2 本調査委員会は、前項の本調査に当たって、証拠となる資料等を保全する措置をとることができる。

3 調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう、十分に配慮するものとする。

4 最高管理責任者は、資金配分機関の求めに応じ、本調査の終了前であっても、本調査の進捗状況報告及び本調査の中間報告を当該資金配分機関に提出する。

5 本調査要員会は、本調査の開始後150日以内に、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度等について認定し、最高管理責任者に報告する。

（不正行為の認否および通知）

第16条 最高管理責任者は、本調査結果を踏まえ、不正行為の認否を行う。

## VIII-6.大阪観光大学研究活動上の不正行為の防止等に関する規程（付：研究データ保存規則）

- 2 最高管理責任者は、認否の結果を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者も含む。以下「被通報者等」という。）に通知する。
- 3 不正行為と認定された被通報者等は、前項の通知を受けた日から15日以内に最高管理責任者に対して不服申し立てをすることができる。
- 4 最高管理責任者は不服申し立てがなされたときは、その内容を検討し、再調査の可否を速やかに決定する。
- 5 本調査委員会は、不服申し立てが悪意に基づくものであると判断したときは、その旨の認定を行う。
- 6 前項の認定を行うに当たっては、申立者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 7 申し立てが悪意に基づくものと認定された申立者は、その認定について、不服申し立てを行うことができる。
- 8 不正行為の認定に係る不服申し立てがあった場合は、通報者に通知する。（悪意に基づく通報の認定に係る通報者からの不服申し立てがあった場合は、被通報者に通知する）
- 9 本調査委員会は、再調査を行う決定がなされた場合、不服を申し立てた被通報者に対し、先の本調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査への協力を要請する。
- 10 第3項及び第7項の不服申し立てがあった場合は、不服申し立てがあったこと及び申し立ての却下または再調査の決定について、資金配分機関及び文部科学省に報告する。

（再調査結果の通知）

第17条 本調査委員長は、再調査を30日以内とする、また、必要に応じて委員を交代させることができる。

- 2 本調査委員長は再調査の結果を、速やかに最高管理責任者に報告する。
- 3 最高管理責任者は、再調査結果を踏まえ、不服申し立てに対する許諾を決定する。
- 4 最高管理責任者は、前条の規定に準じて再調査結果の通知を通報者及び被通報者に（悪意に基づく通報者を含む）行う。ただし、被通報者等は同一事由による不服申し立てはできない。

（調査結果の報告および公表）

第18条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたと最終的に認定した場合、速やかに理事会に調査結果を報告する。

- 2 最高管理責任者は、通報から210日以内に調査結果（再調査結果を含む）、不正発生要因、再発防止計画等を含む最終報告書を資金配分機関及び文部科学省に提出する。期限までに調査が完了しない場合は、調査の中間報告を提出する。
- 3 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、資金配分機関の求めに応じ、当該事案に係わる資料の提出または閲覧、現地調査に応じる。
- 4 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたと最終的に認定した場合、速やか

に調査結果を公表する。

5 前項の公表における公表内容は、不正行為に関与した者の氏名及び所属、不正行為の内容、本学が公表までに行った措置の内容、本調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等を含むものとする。

6 前項の規定にかかわらず、不正行為があったと認定された論文等が、通報がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名及び所属を公表しないことができる。

7 不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合は、原則として、調査結果は公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合はこの限りでない。

8 最高管理責任者は、悪意に基づく通報が行われたとの認定がなされた場合には、通報者の氏名及び所属、悪意に基づく通報と認定した理由、調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等を公表する。

（調査中における一時的措置）

第19条 最高管理責任者は、調査実施の決定後、前条第4項にいう最終的な認定までの間、当該通報をされた研究に係る研究費の執行の停止その他必要な措置を講ずることができる。

（認定後の措置）

第20条 最高管理責任者は資金配分機関が当該認定に係る競争的資金の使用中止を命じた場合には、被通報者等に対し当該認定に係る競争的資金の使用中止を命じるとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたと認定された被通報者等に対し、当該認定に係る論文等の取り下げ勧告等、必要な措置を取ることができる。

3 最高管理責任者は、本調査の結果、不正行為が行われたと認定された場合は当該不正行為に関与した者に対して（関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者を含む）、就業規則その他の規定に従い処分を課すものとする。

4 最高管理責任者、前項の処分が不正行為に対するものであるときは、資金配分機関及び文部科学省に対して、当該処分の内容等を通知する。

（通報者の保護）

第21条 通報者の保護については、公益通報規程第9条に準じ、通報者等が相談または通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとする。

（被通報者の保護）

第22条 本学の教職員等は、単に通報がなされたことのみをもって、被通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 最高管理責任者は、被通報者に対して、単に通報がなされたことのみをもって、不利益

な措置を行ってはならない。

（調査協力者の保護）

第23条 本調査委員会は、予備調査及び本調査に協力する者に対して、情報提供を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないよう十分に配慮しなければならない。

（悪意に基づく通報）

第24条 何人も、悪意に基づく通報を行ってはならない。この規程において、悪意に基づく通報とは、被通報者を陥れるため若しくは被通報者の研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの不利益を与えること又は本学若しくは被通報者が所属する部局等に不利益を与えることを目的とする申立てをいう。

2 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、就業規則その他の規定に従い処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

（守秘義務）

第25条 研究活動上の不正行為に起因する事案に関わった者は、その職務に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、公益通報者保護規程第10条に準じ、学院は正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、就業規則に従って懲戒処分を課すことがある。

2 委員会の委員長は、通報者、被通報者、通報内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、通報者及び被通報者の意に反して外部に漏えいしないよう、これらの秘密を徹底しなければならない。

（専門家の意見）

第26条 最高管理責任者及び各調査委員会は、必要に応じて、専門的知識を有する学外者、弁護士等の専門家の意見を求めることができる。

（雑則）

第27条 この規程に定めるもののほか、研究活動上の不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定めることとし、定めのないものについては、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文科科学大臣決定)を適用する。

（改廃）

第28条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月21日から施行する。

## 大阪観光大学研究データ保存規則

(h.27.12.21 制定)

この規則は、大阪観光大学研究活動上の不正行為の防止等に関する規程（以下「規程」という。）第7条第6項の規定に基づき、本学の教職員等が本学における研究活動に伴い作成・取得した研究データの保存期間及び管理方法等についての基準を定める。

### 第1 基本的な考え方

1. 公的な資金によって実施された研究で生み出された成果やそのもととなるデータ等は、公的資産としての性格も有することから、それらを適切に管理・保存し、必要に応じて開示することは、本学で研究活動を行う教職員等に課せられた責務である。
2. 本学の教職員等が論文等の形で発表した成果に対し、後日研究不正の疑念を持たれるようなことが生じた場合には、教職員等自らがその疑念を晴らすことができるよう、研究に関わる資料等を適切に保存することは、共同研究者、資金配分機関、本学及び社会に対する責任である。

### 第2 定義

1. この規則において「研究データ」とは、研究活動に伴い発生または使用する、以下に掲げるもののうち、外部に発表した研究成果に関するものであって、教職員等が当該研究活動の正当性等を説明するために必要となるものをいう。
  - ア 文書、数値データ、画像等の「資料」
  - イ 実験試料、標本等の「試料」
  - ウ 装置
2. この規則において「教職員等」とは、規程第2条第1項に定める教職員等をいう。
3. この規則において「部局」とは、規程第2条第3項に定める部局をいう。

### 第3 研究データの保存

1. 教職員等は、本学における研究活動により自らが作成又は取得した研究データを適切に保存しなければならない。
2. 部局の長は、教職員等に対し、研究データの保存についての指導及び教育を行うとともに、研究データを保存するための環境整備に努めなければならない。
3. 部局の長は、当該部局における研究データの管理状況を定期的に点検するものとする。

### 第4 保存期間

1. 研究データの保存期間は、以下を基準とし、詳細については、研究データの性質及び研究分野の特性に応じて各部局において定める。ただし、教職員等がこれらの保存期間を超えて保存することを妨げない。
  - (1) 第2の1のアについては、原則として、当該論文等の成果発表後、10年間とする。



## VIII-6.大阪観光大学研究活動上の不正行為の防止等に関する規程（付：研究データ保存規則）

ただし、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。

(2) 第2の1のイ及びウについては、原則として、当該論文等の成果発表後、5年間とする。

ただし、保存・保管が本質的に困難なものや、保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りでない。

(3) 法令等に別に保存期間に関する定めがある場合はそれに従う。

(4) 共同研究により得られた研究データ又は外部から受領した研究データで、契約等により別途定めがある場合はそれに従う。

### 第5 保存方法

1. 研究データは、後日検証の必要が生じた際に利用が可能となるよう適切に保存するものとし、具体的な保存方法については、研究データの形質及び形状等を踏まえ、各部局において定める。

### 第6 異動又は退職時の取扱い

1. 教職員等が異動又は退職により転出した場合は、転出前の部局において管理責任者を定めた上で、当該部局において保管する、又は当該部局が研究データの所在を把握する等の措置を講じるものとする。
2. 研究データを外部へ持ち出す場合は、必要な手続きを経た上で持ち出すものとする。手続きの詳細については、各部局において定める。
3. 第4に定める保存期間中に改組等により保管が困難となった場合は、関係部局で協議の上、適切な措置を講じるものとする。

### 第7 開示

1. 教職員等は、調査委員会等から研究データの開示を求められた場合は、原則として開示に応じなければならない。
2. 研究者の異動先の機関が実施する調査への協力を求められたときは、部局において保管する研究データを開示するものとする。資金配分機関から調査を求められたときも同様とする。

### 第8 その他

1. この規則は、平成27年12月19日から施行し、同日以降に発表する研究成果等に関する研究データについて適用する。
2. 教職員等は、施行日現在保有している研究データの保存に関し、第4に定める保存期間を尊重して取り扱うものとする。